

特集!! 市町村合併 <その4>

合併協定基本4項目

項目	協議会決定内容
『合併の方式』	釧路市・釧路町・阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。
『合併の期日』	市町村合併の特例に関する法律の期限である平成17年3月末までとする。
『新市の名称』	合併の方向性が確認された後に協議することとする。
『新市の事務所 の位置』	現在の釧路市役所の位置とする。 (釧路市黒金町6丁目2番地・7丁目5番地・8丁目2番地)

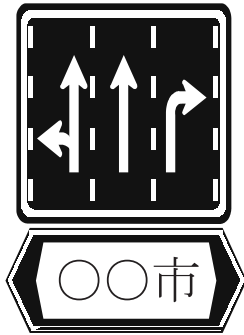
合併協定の基本となる4項目について、7月28日開催の第5回合併協議会において、左の表のとおり決定しました。

●「合併の方式」については6市町村が対等の立場で協議を進めており、合併方式も対等を基本とした「新設合併」となりました。

●「合併の期日」については、合併特例法など、国の支援を視野に入れ、その期限である平成17年3月末までとなりました。

●「新市の名称」については、事務局案として、釧路という言葉が、この地域を包括した地名であり、幅広く認知されているという考えから「釧路市」と提案されました。

新市建設構想小委員会では、「現在の地域の拠点都市は釧路市であること、空港・港・湿原などにも釧路が付いていることから、釧路市が適切ではないか」「アンケートや公募など、住民の意見を取り入れることはできないだろうか」などの多くの意見が出されましたが、協議の結果、「合併する市町村の枠組みが確認された後に協議を行うことが良いのでは」との判断から、合併の方向性が確認された後に協議することとされました。



●「新市の事務所位置」については、合併にともなって、新しい庁舎を建設する考えが当面ないことから、施設の有効活用、規模を考慮して、現在の釧路市役所の位置とされました。

◎新設合併について

基本4項目の「合併の方式」は、「新設合併」と決定されましたが、この結果はどのようなことに関係しているのでしょうか。

主な三つを紹介します。

市町村長

合併する市町村の長はすべて失職し、その身分を失います。新市設置の日(国が告示した日)から50日以内に市長選挙を行うこととなります。

議会議員

原則は全員失職し、選挙が行われますが、特例が認められています。

合併後の最初の選挙に限り法定定数の2倍まで定数を増加させることができる「定数特例」と旧市町村の議員が合併後2年以内に限り全員在任することができる「在任特例」があります。6市町村が合併した場合の法定定数は38人になります。

また、現在の市町村議員の実数は、釧路市が31人、5町村が73人、あわせて104人が在任しています。

市町村の特別職

各市町村の助役・収入役などの特別職はすべて失職し、その身分を失います。新市において、新たに任命されます。

市町村合併情報の公開

●6市町村の合併協議に関する情報として行政制度の調整方針の詳細や、新市建設計画の素案なども公開しています。

市内9カ所にて公開しています。

- コミュニティセンター(コア大空・コアかがやき・コア鳥取)
- 支所(桜ヶ岡支所・春採支所・鳥取支所・大楽毛支所)
- 図書館 3階カウンター
- 市役所本庁舎 1階市政情報コーナー

釧路市ホームページ

<http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/kikaku/gappei/>
合併協議会ホームページ <http://www.kushiro-gappei.jp/>



行政サービス等の調整が進められています

今回は調整方針が小委員会に提案された上下水道料金などについてお知らせします。※先月号で検討中とされていた項目は、第5回合併協議会において、調整案どおり決定されました。ただし、上下水道料金と国保料は継続して検討されています。

●水道料金【協議中】

釧路市の料金は変わりません。釧路町、阿寒町、白糠町、音別町については釧路市の料金体系となり値下げされます。阿寒町の営業用と鶴居村の料金は地域性や給水原価に配慮して現行どおり新市に引き継ぎ調整されます。

●下水道料金【協議中】

釧路市の料金は変わりません。鶴居村以外は釧路市の使用料体系となりますが、値上げとなることから合併後5年をかけて段階的に調整されます。鶴居村は整備手法が異なるため現行どおり新市に引き継ぎ調整されます。

●公立病院等【決定】

市立病院の体制・機能に変更はありません。6市町村にある医療施設とその機能・体制を維持存続します。

市町村合併

新市においては病院と診療所がより機能連携を図り、将来は町村の医療機関について、市立病院の分院化等の調整を図ります。

●行財政改革【協議中】

釧路市の推進体制によりですが、行財政改革大綱や基本方針は合併後に新たに策定します。



新市建設計画を検討中です

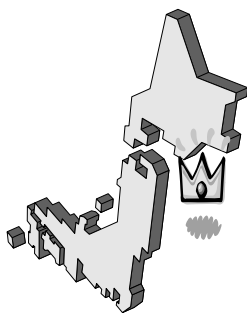
新市建設計画は合併後のまちづくりの基本方針や根幹となる主要事業、財政計画などを明らかにするものです。基本方針は策定済みの「新市将来構想」をベースとし、主要事業は4月に行った住民意向調査の結果を反映させるとともに、次の点に留意して検討されています。

- ・ 新市のイメージを高める事業
 - ・ 新市として一体感を高める事業
 - ・ 地域バランスに配慮する事業
 - ・ 地域振興に必要な事業
- また、各市町村の総合計画事業を

取り込むことにより、各地域に必要な事業を新市に引き継いでいくとともに、新市のまちづくりの方向性をより具体的に皆さまにお示しするために、雇用・産業・情報化・地域医療・環境の分野における施策を「新市建設の10のプロジェクト」として取りまとめていきます。

●新市建設の10のプロジェクト

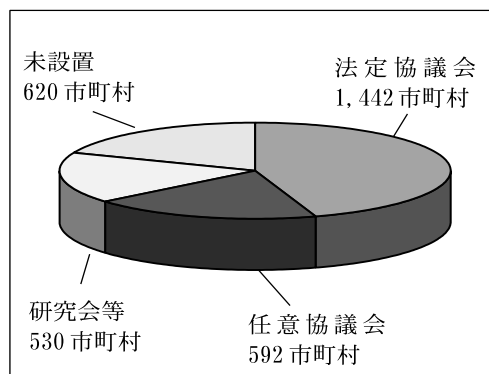
- ① 地域情報化推進プロジェクト
 - ② 地域医療推進プロジェクト
 - ③ 環境都市形成プロジェクト
 - ④ 森林活性化プロジェクト
 - ⑤ 観光振興プロジェクト
 - ⑥ 「食」の拠点整備プロジェクト
 - ⑦ 港湾物流拠点形成プロジェクト
 - ⑧ 環北太平洋経済交流推進プロジェクト
 - ⑨ エネルギー拠点整備プロジェクト
 - ⑩ 環境リサイクル推進プロジェクト
- 計画の内容は、概要版として9月下旬に協議会から全世界帯に配付される予定です。



全国の合併協議の状況は

全国の市町村の合併への取り組み状況が総務省から発表されました。

全国3,184市町村の状況



これによりまずと、7月1日現在、地方自治法に基づき市町村議会の議決を得た法定協議会または、法に基づかない任意協議会を設置している市町村の数が2,034となり、全国3,184市町村の約3分の2が協議会を設置していることとなります。

このうち、合併目標期日を公表している協議会の市町村は1,098あり、すべて平成17年3月末までを目標としています。

また、全国の市町村の過半数を超える1,635市町村が、国の市町村合併支援プラン等の支援対象となる合併重点支援地域の指定を受けています。

